

## 香川県条例第31号

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 472 315 504">附 則</p> <p data-bbox="145 549 1099 919">13 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表の上欄</u>に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="145 963 1099 1334">14 <u>旧機関（学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）第2条の規定による改正前の国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</u></p>	<p data-bbox="1211 472 1301 504">附 則</p> <p data-bbox="1137 549 2092 919">13 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表第1</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="1137 963 2092 1264">14 旧機関（国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の同法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第63条第2項</u>に規定する基準により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。